

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和8年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務 ⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑭「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づく事務</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護システム ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバ ・医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法第9条、別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。) ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表第1項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>

②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 43, 161, 162の項 ②呉市番号条例</p> <p>【独自利用事務における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号</p> <p>【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13, 14, 18, 20, 28, 37, 40, 42, 48, 49, 53, 59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 ②呉市番号条例</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	呉市 福祉保健部 生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 TEL0823-25-3105
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 TEL0823-25-3105
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。複数人での確認の上マイナンバーの紐付けを行い、その記録を作成している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。複数人での確認の上マイナンバーの紐付けを行い、その記録を作成している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条、別表第一の15の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条、別表第一の15の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。) 	事後	条例の制定
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・呉市番号条例(案) <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ・呉市番号条例(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・呉市番号条例 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ・呉市番号条例 	事後	条例の制定
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 ℒ0823-25-3105	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℒ0823-25-3105	事後	庁舎移転
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-0041 呉市和庄1丁目2番13号 ℒ0823-25-3105	呉市 福祉保健部 生活支援課 管理グループ 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 ℒ0823-25-3105	事後	庁舎移転
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長	生活支援課長 宗藤 伸吾	生活支援課長 楠木 満	事後	異動に伴う修正
平成31年2月7日	II しきい値判断項目 2取扱者数 ①いつの時点の計数か	平成27年8月1日時点	平成31年2月8日時点	事後	
平成31年2月7日	IV リスク対策		追加	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・呉市番号条例 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ・呉市番号条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ・呉市番号条例 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 ・呉市番号条例 	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要情報を管理・運用しているものである。</p> <p>呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を取り扱う。</p>	<p>呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年4月6日			<p>⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務 ⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年4月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	生活保護システム、団体内統合利用番号連携サーバー	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 統合専用端末 医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保健法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)に基づく、医療扶助のオンライン資格確認導入に伴い、各システムのプログラミングを開始するまでに評価が必要なもの
令和5年4月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条、別表第一の15の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。) 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第9条、別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。) 	事後	表記内容の見直し
令和5年4月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号 別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) 呉市番号条例 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 呉市番号条例 	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条 ③呉市番号条例 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①番号法第19条第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第40条、第41条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条 ③呉市番号条例 	事後	表記内容の見直し
令和5年4月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月8日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しに伴う修正
令和6年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務</p>	<p>呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。</p> <p>呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務</p>	事後	法改正に伴う修正
同上	同上	<p>⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む)</p> <p>⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む)</p> <p>⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	同上	同上
令和6年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	<p>・番号法第9条、別表第一の15の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ・呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)</p>	<p>①番号法第9条、別表の23の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ③呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)</p>	事後	法改正に伴う修正
令和6年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第二の26の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報の提供に関する命令 第19条 ③呉市番号条例</p> <p>【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第40条、第41条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第58条、第59条 ③呉市番号条例</p>	<p>【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号、別表の23の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 ③番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項 ④呉市番号条例</p> <p>【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 ②番号法別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第8条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第40条、第41条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ③呉市番号条例</p>	事後	法改正に伴う修正
令和7年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システム名称	<p>・生活保護システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム ・統合専用端末 ・医療保険者等向け中間サーバー等</p>	<p>・生活保護システム ・中間サーバー ・団体内統合利用番号連携サーバー ・医療保険者等向け中間サーバー</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更に伴う修正
令和7年6月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更に伴う修正
令和7年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43の項 ③呉市番号条例 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等 ③呉市番号条例	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、43の項 ③呉市番号条例 【独自利用事務における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42の項等 ③呉市番号条例	事後	表記内容の見直し
令和7年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの、費用の返還に関する事務	呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの、費用の返還に関する事務	事後	表記内容の見直し
	同上	⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務		
令和8年2月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条、別表の23の項 ②呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)	①番号法第9条、別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)	事後	見直しに伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表42、43の項 ③呉市番号条例 【独自利用事務における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号 ②番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報情報の提供に関する命令第2条の表42の項等 ③呉市番号条例	【情報照会の根拠】 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、43、161、162の項 ②呉市番号条例 【独自利用事務における情報照会の根拠】 番号法第19条第9号 【情報提供の根拠】 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項 ②呉市番号条例	事後	見直しに伴う修正
令和8年3月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務	呉市は、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づき、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 呉市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務において特定個人情報を取り扱う。 ①保護の申請受理、審査及び決定並びに実施に関する事務 ②保護の開始若しくは変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③急迫状況での職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護が必要なくなった者の保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤保護の決定又は費用の徴収のために行う、官公署等に対する資料提供の求め又は報告の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときの費用の返還に関する事務	事前	表記内容の見直し
	同上	⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	⑨被保護者に対し、民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者からの費用の徴収と、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者や偽りその他不正行為によって指定医療・介護・助産・施術機関からの費用の徴収に関する事務(保護金品を支給する際の保護費からの徴収を含む) ⑩生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 ⑪医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 ⑫医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 ⑬医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務 ⑭「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生労働省社会局長通知)」に基づく事務		
令和8年3月17日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条、別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。)	①番号法第9条、別表の23の項 ②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ③呉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(以下「呉市番号条例」という。) ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 表第1項	事前	表記内容の見直し